

# 名古屋市公報

令和 6年 3月27日

第246号

発行所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所

電話 [052] 972-2246

編集兼

名古屋市長務局行政DX推進部法制課長

発行人

目

次

ページ

条

例

- 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例  
(ス市・市民活動推進センター) (第3号) 7
- 名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
(上下水・調査課) (第4号) 9
- 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例  
(上下水・調査課) (第5号) 10
- 名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例  
(健福・総務課) (第6号) 11
- 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例  
(健福・総務課) (第7号) 13
- 名古屋市立中央看護専門学校条例の一部を改正する条例  
(健福・総務課) (第8号) 15
- 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例  
(健福・総務課) (第9号) 17
- 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(健福・総務課) (第10号) 22

規

則

- 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則  
(総務・市立大学室) (第14号) 26

告

示

- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定及び形質変更時届出管理区域の解除について  
(環境・地域環境対策課) (第131号) 27
- 身体障害者福祉法による医師の指定  
(健福・障害企画課) (第132号) 29
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退  
(健福・障害企画課) (第133号) 32
- 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について  
(消防・総務課) (第134号) 33
- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
(財政・固定資産税課) (第135号) 34
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正  
(財政・税制課) (第136号) 35
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正  
(財政・税制課) (第137号) 36

○ 災害対策基本法に基づく指定一般避難所の指定の取消し (防災・地域防災室)	(第138号)	37
○ 災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定 (防災・地域防災室)	(第139号)	38
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消し (防災・地域防災室)	(第140号)	40
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定 (防災・地域防災室)	(第141号)	41
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消し (防災・地域防災室)	(第142号)	43
○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指 定 (防災・地域防災室)	(第143号)	44
○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指 定の取消し (防災・地域防災室)	(第144号)	45
○ 名古屋市青少年交流プラザ(分館を除く。)の臨時開館につ いて (子青・青少年家庭課)	(第145号)	46
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧 (住都・街路計画課)	(第146号)	47
○ 名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う関係図書 の縦覧に関する公告について (上下水・下水道計画課)	(第147号)	48
○ 名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う周知公告 について (上下水・下水道計画課)	(第148号)	49
○ 名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う関係図書 の縦覧に関する公告について (上下水・下水道計画課)	(第149号)	50
○ 名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う周知公告 について (上下水・下水道計画課)	(第150号)	51
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第151号)	52
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第152号)	53

### 人 事 委 員 会 規 則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第 4号)	54
○ 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(第 5号)	57

### 上 下 水 道 局 告 示

○ 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等 に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員につ いての一部改正	(第 6号)	58
--	--------	----

### 交 通 局 告 示

○ 乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び変更並びに停留所の 新設等について	(第 1号)	59
--	--------	----

### 交 通 局 管 理 規 程

○ 名古屋市交通局契約規程の一部改正	(第 6号)	70
○ 高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程の一部改正	(第 7号)	71

公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	72
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	74

## 条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例（第 3号）
  - 1 改正内容
    - 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 314条の 7第 1項第 4号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を定めます。
  - 2 施行期日
    - 公布の日から施行します。
  
- 名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第 4号）
  - 1 改正内容
    - 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 6条関係）
  - 2 施行期日
    - 令和 6年 4月 1日から施行します。
  
- 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例（第 5号）
  - 1 改正内容
    - 水道法（昭和32年法律第 177号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 4条関係）
  - 2 施行期日
    - 令和 6年 4月 1日から施行します。
  
- 名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例（第 6号）
  - 1 改正内容
    - 介護保険法（平成 9年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（題名、第 1条及び第 2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（第 7号）

1 改正内容

福祉事務所所員の定数を定めます。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立中央看護専門学校条例の一部を改正する条例（第 8号）

1 改正内容

名古屋市立中央看護専門学校看護第一学科を廃止します。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（第 9号）

1 改正内容

(1) 令和 6年度から令和 8年度までの介護保険料の額等について定めます。

（第 7条関係）

(2) 介護予防支援事業の事業者の指定等に係る手数料について定めます。

（第18条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第10号）

1 改正内容

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条から第15条の 2の 5、附則第 2条、附則第 6条から附則第 8条、附則第11条の 2から附則第13条、附則第28条及び附

則第29条関係)

(2) 保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定方法を改めます。(第15条の2の2関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

---

## 規 則 の あ ら ま し

○ 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則(第14号)

1 改正内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第 2条第 2項、第 7条、第 8条から第21条、第22条及び附則第 2項関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

名古屋市長 河 村 たかし

### 名古屋市条例第 3 号

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成28年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

特定非営利活動法人花・花	名古屋市千種区内山三丁目 9 番 1 号 ザ・エステートパレス 102 号室
--------------	---

を

」

特定非営利活動法人花・花	名古屋市千種区内山三丁目9番1号 ザ・エステートパレス102号室	に
特定非営利活動法人すけっとファミリー	名古屋市瑞穂区弥富通3丁目45番地	
特定非営利活動法人成年後見もやい	名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号 もやいビル	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第4号

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第5号

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第 6号

名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例

名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会条例

第 1条中「名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会」を「名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会」に改める。

第 2条第 1号中「及び地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日現に名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会の委員である者は、施行日に、この条例による改正後の名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会条例第 4条第 1項の規定により、名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、令和 7年 3月31日までとする。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

「

39	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額 12,600円	8級
----	------------------------------	------------	----

」

を

「

39	地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額 12,600円	8級
----	-------------------------------	------------	----

」

に改める。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第 7号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「 1,086人」を「 1,098人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。



名古屋市立中央看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第 8号

名古屋市立中央看護専門学校条例の一部を改正する条例

名古屋市立中央看護専門学校条例（昭和50年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「看護第一学科及び」を削り、同条第 2項中「看護第一学科にあっては 3年、看護第二学科にあっては」を削る。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。



名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第 9号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項中「令和 3年度」を「令和 6年度」に、「令和 5年度」を「令和 8年度」に改め、同項第 1号及び第 2号中「35,870円」を「35,030円」に改め、同項第 3号中「51,811円」を「50,042円」に改め、同項第 4号中「59,782円」を「57,549円」に改め、同項第 5号中「67,753円」を「70,893円」に改め、同項第 6号中「79,709円」を「83,403円」に改め、同項第 7号中「83,695円」を「87,574円」に改め、同号ア中「（令附則第23条第 1項（同条第 2項及び第 3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第 8号中「87,680円」を「91,744円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第 9号中「99,637円」を「104,254円」に改め、同号イ中

「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「119,564円」を「125,105円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「135,506円」を「141,786円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「151,448円」を「158,466円」に改め、同号ア中「540万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「167,389円」を「175,147円」に改め、同号ア中「540万円」を「520万円」に、「700万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「183,331円」を「191,827円」に改め、同号ア中「700万円」を「620万円」に、「1,000万円」を「720万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」を加え、同項第15号中「199,273円」を「258,550円」に改め、同号を同項第18号とし、同号の前に次の3号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 208,508円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 225,189円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する

者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 241,869円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 1,000万円以上 1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第7条第2項第1号及び第2号中「15,942円」を「14,179円」に改め、同項第3号中「19,927円」を「16,680円」に改め、同項第4号中「3,985円」を「417円」に改める。

第18条第1項の表中

「

38	削除
----	----

を

」

「

38	法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業（以下「介護予防支援事業」という。）に係る事業者の指定の申請（介護予防支援事業を居宅介護支援事業と一体的に行うために22の項の申請と同時に申請を除く。）
----	---

に改め、

」

同表48の項中「、介護医療院又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）」を「又は介護医療院」に、「から64の項まで」を「又は63の2の項」に改め、同表中

「

64	介護療養型医療施設に係る指定の更新の申請
----	----------------------

を

」

「

64	削除
----	----

に改め、

」

同表71の項中「、介護医療院又は介護療養型医療施設」を「又は介護医療院」に、「から64の項まで」を「又は63の 2の項」に改め、同表中

「

77	介護予防認知症対応型共同生活介護に係る事業者の指定の更新の申請（介護予防認知症対応型共同生活介護を認知症対応型共同生活介護と一体的に行うために57の項の申請と同時にを行う申請を除く。）
----	--

」

を

「

77	介護予防認知症対応型共同生活介護に係る事業者の指定の更新の申請（介護予防認知症対応型共同生活介護を認知症対応型共同生活介護と一体的に行うために57の項の申請と同時にを行う申請を除く。）
77 の 2	介護予防支援事業に係る事業者の指定の更新の申請（介護予防支援事業を居宅介護支援事業と一体的に行うために61の項の申請と同時にを行う申請を除く。）

」

に改め、同表85の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は旧法第 8条第26項に規定する介護療養施設サービス（以下「介護療養施設サービス」という。）」を削り、「から 103の項まで」を「又は 102の 2の項」に改め、同表中

「

103	介護療養施設サービスに係る調査の申請
-----	--------------------

を

」

「

103	削除
-----	----

に改め、

」

同表 109の項中「、介護医療院サービス又は介護療養施設サービス」を「又は介護医療院サービス」に、「又は 102の項から 103の項まで」を「、 102の項又は 102の 2の項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。ただし、第18条第 1項の表の改正規定中38の項に係る部分及び77の 2の項に係る部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例の規定中保険料に関する部分は、令和 6年度分の保険料から適用し、令和 5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第10号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「一般被保険者（法附則第 7条第 1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第 7条」に改め、「国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに」、「一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2号ウ中「附則第22条」を「附則第 7条」に改め、同号エ及びオを次のように改める。

エ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）の額

オ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第13条を次のように改める。

（基礎賦課額）

第13条 基礎賦課額は、一の世帯に属する被保険者である者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額とする。ただし、基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第14条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「及び前項」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「一の世帯に属する被保険者に係る基礎賦課額」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

第15条中「第13条第1項及び第2項」を「第13条」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の2の2を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の2の2 後期高齢者支援金等賦課額は、一の世帯に属する被保険者である者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額とする。ただし、後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第15条の2の3第1項中「前条第1項」を「前条」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「及び前項」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項

を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「一の世帯に属する被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第15条の 2 の 4 中「第15条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項」を「第15条の 2 の 2」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の 2 の 5 第 2 号イ中「附則第22条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

附則第 2 条第 1 号ア中「国民健康保険の一般被保険者に係るもの」に限り、県の」を削り、同号エ中「附則第22条」を「附則第 7 条」に改め、同条第 2 号ア(ア) 及び(イ) 中「一般被保険者の」を「被保険者の」に、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改める。

附則第 6 条及び第 6 条の 2 中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削る。

附則第 7 条中「第14条第 4 項」を「第14条第 3 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に改める。

附則第 8 条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第11条の 2 中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削る。

附則第12条中「第15条の 2 の 3 第 4 項」を「第15条の 2 の 3 第 3 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に改める。

附則第13条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第28条第 1 項中「第13条第 1 項及び第 2 項」を「第13条」に改め、「及び第 3 項」を削り、同条第 2 項中「第15条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項」を「第15条の 2 の 2」に、「第13条第 1 項及び第 2 項」を「第13条」に改め、「及び第 3 項」を削り、同条第 3 項中「第13条第 1 項及び第 2 項」を「第13条」に改め、「及び第 3 項」を削る。

附則第29条中「第11条の 2 の」を削り、「第13条第 1 項又は第 2 項」を「第13条」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和 6 年度

分の保険料から適用し、令和 5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市規則第14号

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を  
改正する規則

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則（平成18年名古屋市規則第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第13条」を「第12条」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第21条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第22条中「当該報告書が次の各号を掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削り、同条を第21条とする。

附則第 2 項中「第 8 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 131号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定及び形質変更時届出管理区域の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。この指定に伴い、同条例第58条の 8第 2項の規定に基づき、同条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和 6年 3月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市西区丸野二丁目 172番の一部、 173番の一部、 174番の一部、 175番 1の一部、 175番 2の一部、 175番 3の一部、 175番 4の一部、 175番 5の一部、 176番の一部、 177番 1の一部、 177番 2の全部、 177番 3の一部、 177番 4の全部、 178番 1の全部、 178番 2の全部、 179番 1の全部、 179番 2の全部、 180番 1の一部、 180番 2の一部、 181番の一部、 182番 1の一部、 182番 2の一部、 195番の一部、 196番の一部、 198番の一部、 199番の一部、 200番の全部、 201番の一部、 202番の一部、 203番の一部、 204番の一部、 205番 1の一部、 205番 2の一部、 206番の一部、 211番 2の一部、 233番 1の一部、 234番 1の一部、 235番の一部、 236番 1の一部、 236番 2の一部、 236番 3の一部、 239番 1の全部、 239番 2の一部、 240番 1の全部、 240番 2の一部、 241番の一

部、 242番の一部、 243番の一部、 244番 1の一部、 244番 2の一部、  
245番の一部、 246番 1の一部、 246番 2の一部、 247番の一部、 248番  
の一部、 249番の一部、 250番の一部、 252番の一部、 253番の一部、  
254番の一部、 255番 2の一部、 255番 3の一部、 309番の一部、 310番  
1の一部、 310番 2の全部、 312番の一部、 313番の一部、 315番 1の一  
部、 315番 2の一部

## 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

ジクロロメタン

テトラクロロエチレン

一・一・一—トリクロロエタン

トリクロロエチレン

## 3 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡散の防止（地下水の水質の測定は  
第二地下水基準に適合する場合に限る。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 132号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 6年 3月18日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
愛知県がんセンター (千種区)	瀬戸 克年	呼吸器機能障害	令和 6年 3月 1日
愛知県がんセンター (千種区)	則竹 統	呼吸器機能障害	
愛知県がんセンター (千種区)	松井 琢哉	呼吸器機能障害	
社会医療法人愛生会 総合上飯田第一病院 (北区)	林 佳絵	肢体不自由	
独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター (中区)	浅井 信之	肢体不自由	
医療法人桂名会 重工大須病院 (中区)	小松 拓朗	肢体不自由	

医療法人桂名会 重工大須病院 (中区)	菱田 愛加	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	狩谷 哲芳	じん臓機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	木村 友和	ぼうこう・直腸機能 障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	齋藤 研	聴覚障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	中村 嘉宏	じん臓機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	梅村 茉依子	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	山中 俊平	聴覚障害、音声・言 語機能障害
独立行政法人労働者健康安 全機構 中部労災病院 (港区)	伊藤 裕紀	視覚障害
独立行政法人労働者健康安 全機構 中部労災病院 (港区)	田中 宏太佳	心臓機能障害
独立行政法人労働者健康安 全機構 中部労災病院 (港区)	村井 由香里	じん臓機能障害

独立行政法人地域医療機能 推進機構 中京病院  (南区)	小松 智徳	じん臓機能障害、ぼ うこう・直腸機能障 害
社会医療法人宏潤会 大同病院  (南区)	紀平 大介	肢体不自由
耳鼻咽喉科 棚橋医院  (緑区)	棚橋 淳	聴覚障害、平衡障 害、音声・言語機能 障害、そしゃく機能 障害
医療法人 みどり訪問クリニック  (緑区)	平塚 真紀	じん臓機能障害
すが耳・鼻・のど・甲状腺 クリニック  (名東区)	須賀 研治	聴覚障害、平衡障 害、音声・言語機能 障害、そしゃく機能 障害
名古屋市立大学医学部附属 みらい光生病院  (名東区)	平田 怜子	視覚障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 133号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 6年 3月18日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
AOI名古屋病院 (東区)	佐々木 靖	呼吸器機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 134号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 6年 3月18日

名古屋市長 河 村 たかし

題名中「特別消防隊」を「本部機動部隊」に改める。

本則中「特別消防隊」を「本部機動部隊」に、「方面隊」を「庁舎」に改める。

附 則

この告示は、令和 6年 4月 1日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 135 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 19 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧期間

令和 6 年 4 月 1 日から同月 30 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所並びに土地又は家屋の所在する区の区役所及び支所

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 136 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定  
に関する告示の一部改正

令和 3 年名古屋市告示第 343 号の一部を次のように改正します。

令和 6 年 3 月 21 日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

公益財団法人愛知・ 名古屋アジア競技大 会組織委員会	名古屋市中区三の丸三 丁目 2 番 1 号
----------------------------------	--------------------------

を

」

「

公益財団法人愛知・ 名古屋アジア・アジ アパラ競技大会組織 委員会	名古屋市中区三の丸三 丁目 2 番 1 号
--	--------------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第137号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定  
に関する告示の一部改正

平成21年名古屋市告示第41号の一部を次のように改正します。

令和6年3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

本文中「及び」を「、」に改め、「平成30年5月15日」の次に「から令和5  
年5月14日まで及び同年8月25日」を加える。

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 138号

災害対策基本法に基づく指定一般避難所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項において準用する同法第49条の 6第 1項の規定により、指定一般避難所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 6年 3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日
南陽第一保育園	名古屋市港区東茶屋二丁目 305番地	令和 5年 3月31日
南陽第三保育園	名古屋市港区新茶屋五丁目2004番地	令和 5年 3月31日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 139号

災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）災害対策基本法第49条の 7、災害対策基本法施行令第20条の 6及び災害対策基本法施行規則第 1条の 9に規定する指定福祉避難所として、次のとおり指定しました。

令和 6年 3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定年月日	受 入 対 象 者
ラ・ライブアーテ イスト	名古屋市中区丸の内二 丁目 3番25号 M i z ビル 2F	令和 5年 7月18日	当該施設の利用者 とその家族
ビハーラ天白	名古屋市中区池場二 丁目1204番地	令和 5年 7月18日	当該施設の利用者 とその家族
ニコニコデイサー ビス鶴里	名古屋市中区鶴里町三 丁目40番地の 1	令和 5年 8月21日	当該施設の利用者 とその家族
ニコニコハウス鶴 里	名古屋市中区鶴里町三 丁目40番地の 1	令和 5年 8月21日	当該施設の利用者 とその家族
ショートステイ東 茶屋	名古屋市中区東茶屋二 丁目 401番地の 1	令和 5年 8月22日	当該施設の利用者 とその家族
デイサービス東茶 屋	名古屋市中区東茶屋二 丁目 401番地の 1	令和 5年 8月22日	当該施設の利用者 とその家族
にじいろワーク東 茶屋	名古屋市中区東茶屋二 丁目 401番地の 1	令和 5年 8月22日	当該施設の利用者 とその家族

緑区ショートステイ ベニッシモ	名古屋市緑区水広一丁目1603番地	令和 5年 8月22日	当該施設の利用者 とその家族
介護老人保健施設 千音寺（短期入所療養介護）	名古屋市中川区富田町千音寺字間渡里2834番地の1	令和 5年 9月 1日	当該施設の利用者 とその家族
介護老人保健施設 千音寺（通所リハビリテーション）	名古屋市中川区富田町千音寺字間渡里2834番地の1	令和 5年 9月 1日	当該施設の利用者 とその家族
デイサービス千音寺	名古屋市中川区富田町千音寺字間渡里2883番	令和 5年 9月 1日	当該施設の利用者 とその家族
障がい者デイセンター愛実	名古屋市港区木場町 9番地の24	令和 5年 9月29日	当該施設の利用者 とその家族
デイサービスセンター香南パラダイス	名古屋市名東区香南二丁目1301番地の1	令和 5年 9月29日	当該施設の利用者 とその家族
くうちゃんの生活介護	名古屋市東区筒井一丁目 8番20号 ブライムスイート建中寺 1階	令和 5年 11月30日	当該施設の利用者 とその家族
デイサービス 和（なごみ）	名古屋市西区枇杷島四丁目23番28号 メゾン本郷 1階11号	令和 5年 11月30日	当該施設の利用者 とその家族
生活介護かるむ	名古屋市緑区鳴子町一丁目 6番地 鳴子団地第80棟 001号室	令和 6年 1月 9日	当該施設の利用者 とその家族

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 140号

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項において準用する同法第49条の 6第 1項の規定により、指定福祉避難所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 6年 3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日
フィットネスデイごかん浄心	名古屋市西区児玉一丁目17番 1号ソフィア浄心 1階	令和 6年 2月13日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 141号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 4第 1項に規定する指定緊急避難場所として、次のとおり指定しました。

令和 6年 3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定年月日	対象とする異常な現象の種類
米野公園	名古屋市中村区黄金通二丁目、三丁目、権現通三丁目、大正町四丁目、五丁目	令和 5年 5月 8日	地震の揺れ、大規模な火事
名鉄病院 3号館	名古屋市中村区栄生二丁目26番11号	令和 5年 8月21日	洪水・内水氾濫、高潮
LOE株式会社	名古屋市中川区戸田五丁目1308番地の 1	令和 5年 8月31日	津波
LOE高畑	名古屋市中川区中郷四丁目 191番地	令和 5年 8月31日	津波
ロジポート名古屋	名古屋市中村区岩塚町字高道 1番地 1	令和 5年 10月 1日	洪水・内水氾濫、高潮、津波
岩塚プラザ	名古屋市中村区岩塚本通一丁目33番地の 1	令和 5年 12月26日	津波
シーズンコート高畑	名古屋市中川区法華西町71番地	令和 5年 12月26日	津波

ミストラル	名古屋市中川区服部三丁目1511番地	令和 5年 12月26日	津波
シーズンコート泰明町	名古屋市港区泰明町一丁目 6番地の 1	令和 5年 12月26日	津波
シーズンコート東海通	名古屋市港区本宮町一丁目16番地	令和 5年 12月26日	津波

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 142号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 6第 1項の規定により、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 6年 3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定を取 り消した 年月日	対象とする異常な 現象の種類
南陽第一保育園	名古屋市港区東茶屋二 丁目 305番地	令和 5年 3月31日	洪水・内水氾濫
シンザン南陽店（立 体駐車場）	名古屋市港区知多一丁 目 214番地	令和 5年 8月 1日	津波
ハーバーロッジなご や（名古屋船員会 館）	名古屋市港区入船一丁 目 6番 3号	令和 6年 2月 1日	津波

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 143号

津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第 123号）第56条第 1項に規定する指定避難施設として、次のとおり指定しました。

令和 6年 3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
LOE株式会社	名古屋市中川区戸田五丁目 1308番地の 1	令和 5年 8月31日
LOE高畑	名古屋市中川区中郷四丁目 191番地	令和 5年 8月31日
ロジポート名古屋	名古屋市中村区岩塚町字高 道 1番地 1	令和 5年10月 1日
岩塚プラザ	名古屋市中村区岩塚本通一 丁目33番地の 1	令和 5年12月26日
シーズンコート高畑	名古屋市中川区法華西町71 番地	令和 5年12月26日
ミストラル	名古屋市中川区服部三丁目 1511番地	令和 5年12月26日
シーズンコート泰明町	名古屋市港区泰明町一丁目 6番地の 1	令和 5年12月26日
シーズンコート東海通	名古屋市港区本宮町一丁目 16番地	令和 5年12月26日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 144号

津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定の  
取消し

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第 123号）第59条第 1項の  
規定により、指定避難施設の指定を次のとおり取り消しました。

令和 6年 3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定を取り消した 年月日
シンザン南陽店（立体駐車場）	名古屋市港区知多一丁 目 214番地	令和 5年 8月 1日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 145号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）第2条第2項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

令和 6年 3月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2 臨時に開館する日

令和 6年 4月30日（火）

令和 6年 5月 7日（火）

令和 6年 7月16日（火）

令和 6年 7月22日（月）

令和 6年 7月29日（月）

令和 6年 8月13日（火）

令和 6年 8月19日（月）

令和 6年 8月26日（月）

令和 6年 9月17日（火）

令和 6年 9月24日（火）

令和 6年10月15日（火）

令和 6年11月 5日（火）

令和 7年 1月14日（火）

令和 7年 2月25日（火）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 146号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

名古屋都市計画道路事業 1・4・5号高速 1号線

名古屋都市計画道路事業 1・4・7号高速 3号線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 4階

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

3 縦覧期間

令和 6年 3月22日から令和14年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 147号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う関係図書の縦  
覧に関する公告について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のとおり関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

（名古屋市役所西庁舎 9階）

2 縦覧に供する図書

名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（宝神処理区）に係る図書

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 148号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う周知公告について

愛知県知事による名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（宝神処理区）
- 2 施行者の名称  
名古屋市
- 3 事務所の所在地  
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
名古屋市港区当知四丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 149号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う関係図書の縦  
覧に関する公告について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のとおり関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

（名古屋市役所西庁舎 9階）

2 縦覧に供する図書

名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（山崎処理区）に係る図書

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 150号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可に伴う周知公告について

愛知県知事による名古屋都市計画下水道事業の事業計画の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（山崎処理区）

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

名古屋市南区忠次一丁目、忠次二丁目及び中区千代田一丁目地内

(2) 使用の部分

名古屋市南区忠次一丁目から中区千代田一丁目まで、南区豊田町字忠次  
汐除川から南区忠次一丁目まで及び南区忠次一丁目地内

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 151号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

令和 5年 6月30日 5指令住開指第33号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市守山区瀬古東三丁目1004番、1005番、1006番、1130番、1131番 1、1132番 1、1136番 1、1140番、1141番、1142番、1143番、1144番、1145番、1146番、1147番、1148番、1149番、2042番及び2043番並びに1004番及び1005番の地先

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目12番 8号  
株式会社菊和  
代表取締役 菊池 祐

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 152号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 6年 3月22日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和 5年 7月11日 5指令住開指第34号	名古屋市港区新茶屋一 丁目1205番 1外 2筆	名古屋市港区新茶屋一丁 目1701番地 社会福祉法人華陽会 理事長 岩田竜司
令和 5年11月10日 5指令住開指第80号	名古屋市守山区桔梗平 三丁目1705番	名古屋市中村区名駅二丁 目37番21号東海ソフトビ ル 4階C ケイアイプランニング株 式会社 代表取締役 堀口幸昌

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 21 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

#### 名古屋市人事委員会規則第 4 号

##### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

附則第16項を削る。

別表第 2 段階別職位表局長の項職の欄中「、監」を削り、「理事」を「担当局長」に改め、「教育次長」の次に「、学校づくり推進監」を加え、「消防局長」の次に「、消防局次長」を加える。

別表第 2 段階別職位表部長の項職の欄中「参事」を「担当部長」に改め、「、人権施策推進室長」を削る。

別表第 2 段階別職位表課長の項職の欄中を次のように改める。

「課長、担当課長、室長（局長段階に属するものを除く。）、市政資料館副館長、東京事務所次長、収納管理・特別徴収事務センター所長、市民活動推進センター所長、なごや人権啓発センター所長、文化センター館長、名古屋城調査研究センター副所長、環境科学調査センター所長、環境科学調査センター副所長、環境事業所長、処分場長、工場長、知的障害者更生相談所長、身体障害者更生相談所長、精神保健福祉センター所長、精神保健福祉センター副所長、

厚生院診療科部長、中央看護専門学校研修センター所長、八事霊園・斎場管理事務所長、食品衛生検査所長、動物愛護センター所長、食肉衛生検査所長、衛生研究所副所長、衛生研究所の部長、中央療育センター所長、中央療育センター副所長、発達障害者支援センター所長、西部児童相談所長、東部児童相談所長、ひばり荘長、玉野川学園長、あけぼの学園長、地域療育センター所長、地域療育センター副所長、内山保育園長、星ヶ丘保育園長、東保育園長、北保育園長、上飯田保育園長、上名古屋保育園長、比良西保育園長、荒輪井保育園長、中保育園長、白金保育園長、軍水保育園長、高蔵保育園長、正色保育園長、中島保育園長、港保育園長、南陽第一保育園長、宝保育園長、守山保育園長、大森保育園長、東丘保育園長、鳴子保育園長、のりくら保育園長、牧野池保育園長、藤里保育園長、島田第一保育園長、平針原保育園長、都市整備事務所長、総合整備事務所長、土木事務所長、土木事務所副所長、ポンプ施設管理事務所長、東山動物園長、東山動物園副園長、東山植物園長、区会計管理者、学校事務センター所長、教育支援センター所長、上汐田教育集会所長、見晴台考古資料館副館長、鶴舞中央図書館副館長、図書館長（鶴舞中央図書館長を除く。）、蓬左文庫長、秀吉清正記念館長、教育センターの部長、共同学校事務室長、救急救命研修所長、本部機動部隊長、本部機動部隊副隊長、消防航空隊長、消防航空隊副隊長、消防署副署長、営業センター長、営業センター副センター長、営業所長、上下水道局の営業所副所長、建設工事事務所長、建設工事事務所副所長、管路センター長、管路センター担当センター長、浄水場長、水処理事務所長、水処理事務所副所長、水処理事務所担当所長、駅務区長、運転区長、軌道事務所長、施設事務所長、電気事務所長、電気事務所副所長」

別表第2段階別職位表課長補佐の項職の欄中を次のように改める。

「課長補佐、市政資料館副館長補佐、東京事務所次長補佐、収納管理・特別徴収事務センター所長補佐、市民活動推進センター所長補佐、なごや人権啓発センター所長補佐、文化センター館長補佐、名古屋城調査研究センター副所長補佐、環境科学調査センター所長補佐、環境事業所所長補佐、処分場場長補佐、工場工場長補佐、精神保健福祉センター所長補佐、教育主任、中央看護専門学校研修センター所長補佐、八事霊園・斎場管理事務所所長補佐、食品衛生検査所所長補佐、動物愛護センター所長補佐、食肉衛生検査所所長補佐、中央療

育センター所長補佐、みどり学園長、わかくさ学園長、すぎのこ学園長、発達障害者支援センター所長補佐、西部児童相談所所長補佐、東部児童相談所所長補佐、ひばり荘荘長補佐、玉野川学園副園長、あけぼの学園園長補佐、地域療育センター所長補佐、保育園長（課長段階に属するものを除く。）、保育園副園長、保育園園長補佐、都市整備事務所所長補佐、総合整備事務所所長補佐、土木事務所所長補佐、ポンプ施設管理事務所所長補佐、東山動物園園長補佐、東山植物園園長補佐、学校事務センター所長補佐、教育支援センター所長補佐、上汐田教育集会所所長補佐、鶴舞中央図書館副館長補佐、図書館長補佐、蓬左文庫長補佐、秀吉清正記念館長補佐、小学校事務長、中学校事務長、高等学校事務長、高等学校副事務長、特別支援学校事務長、救急救命研修所所長補佐、本部機動部隊隊長補佐、消防航空隊隊長補佐、営業センターセンター長補佐、営業所所長補佐、建設工事事務所所長補佐、管路センターセンター長補佐、浄水場場長補佐、水処理事務所所長補佐、副長、管区駅長、軌道事務所所長補佐、施設事務所所長補佐、電気事務所所長補佐」

別表第2段階別職位表主任の項職の欄中「主任」の次に「その他これに類する職」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 21 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 5 号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年名古屋市人事委員会規則第 1 号）第 5 条第 3 項の一部を次のように改正する。

第 2 号中「参事」を「担当部長」に、「主幹」を「担当課長」に改める。

第 4 号中「主幹」を「担当課長」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 名古屋市上下水道局告示第6号

名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員について（平成13年名古屋市上下水道局告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

委任する職員の職名及び補職名の表補職名の欄中「営業部料金課徴収管理係長」を「営業部担当課長（普及促進・汚水排出量調査担当） 営業部料金課課長補佐（収納管理総括担当） 営業部料金課課長補佐（利用促進総括担当）主任（経営本部営業部料金課（以下「料金課」という。）において収納管理の業務に従事する者に限る。）」に、「営業部料金課徴収管理係に勤務」を「料金課において収納管理の業務に従事」に、「営業所長 営業所副所長 営業センター主査（徴収関係事務担当） 営業所主査（徴収関係事務担当）」を「営業センターセンター長補佐（料金関係事務担当） 営業所長 営業所副所長 営業所所長補佐（料金関係事務担当）」に、「管路部保全課維持係長」を「管路部保全課課長補佐（維持総括担当）」に、「管路センター事務係長」を「管路センターセンター長補佐（事務総括担当）」に改める。

### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市交通局告示第1号

乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び変更並びに停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び変更並びに停留所の新設等を次のとおり実施します。

令和6年3月22日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

1 新設系統

系統記号	運行経路
幹栄1へ	西部医療センター－志賀公園前－城見通二丁目－城見町－黒川－黒川本通四丁目－北図書館－城北小学校－中切町四丁目－新川中橋－味鋤住宅－中味鋤－味鋤小学校北－楠味鋤－水分橋
名駅21	名古屋駅－笹島町－笈瀬通－牧野町－権現通－黄金中学校－千成通－千成通四丁目－豊国通四丁目－向島町五丁目－豊正中学校－鴨付町－荒輪井－稲西車庫
栄23イ	栄－栄大津－白川通大津－矢場町－上前津－大須－西大須－岩井通一丁目－水主町－六反公園－運河通－運河通三丁目－五月通－乗越町－松葉町一丁目－小本駅－万町－地下鉄八田－上高畑－地下鉄高畑－野田小学校－柳瀬町－野田町－八王子町－打出町－打出本町七丁目－法華西町－高杉町－東起橋－中川車庫前
千種13ハ	千種駅前－今池－仲田本通－東部医療センター－都通二丁目－都通一丁目－古出来町－矢田南三丁目－矢田南四丁目

	<p>一矢田一長母寺前一矢田川橋一守山図書館一守山自衛隊一守山東一瓢箪山一小幡宮前一西城一小幡稻荷公園一牛牧住宅一小幡ヶ原一小幡緑地西園一緑ヶ丘住宅</p>
曾根 1 1	<p>大曾根一矢田一長母寺前一矢田川橋一守山図書館一守山自衛隊一守山東一瓢箪山一小幡宮前一小幡一守山区役所一小幡ヶ原一小幡緑地西園一緑ヶ丘住宅</p>
神宮 1 6	<p>神宮東門一熱田伝馬町一内田橋北一内田橋一明治一丁目一明治小学校西一中京病院二条町一豊郷町一豊本通一豊一丁目一南浜通一青峰通一岩戸町一宮崎通一新郊通三丁目一桜本町一丁目一桜本町四丁目一笠寺西門一本城中学前南区役所一笠寺駅一南区役所一日本ガイシスポーツプラザ一北頭一南高校一忠次一豊田荘一三新通二丁目一道德本町六丁目一道德新町一道德通一泉楽通一丁目一三条一中京病院一明治小学校西一明治一丁目一内田橋一内田橋北一熱田伝馬町一神宮東門</p>
神宮 1 6 イ	<p>神宮東門一熱田伝馬町一内田橋北一内田橋一明治一丁目一明治小学校西一中京病院二条町一豊郷町一豊本通一豊一丁目一南浜通一青峰通一岩戸町一宮崎通一新郊通三丁目一桜本町一丁目一桜本町四丁目一笠寺西門一本城中学前南区役所一笠寺駅</p>
神宮 1 6 ロ	<p>笠寺駅一南区役所一日本ガイシスポーツプラザ一北頭一南高校一忠次一豊田荘一三新通二丁目一道德本町六丁目一道德新町一道德通一泉楽通一丁目一三条一中京病院一明治小学校西一明治一丁目一内田橋一内田橋北一熱田伝馬町一神宮東門</p>
有松 1 3 イ	<p>鳴海団地一鳴海団地内郵便局一東陵中学校一名鉄有松</p>
南・港	<p>南陽中学校一七反野一小西一日ノ出橋一明德橋一当知三丁目一当知一丁目一入場一土古一港北駅一川西通四丁目一川西通三丁目一東海橋一玉船町三丁目一十一番町一六番町一</p>

## 2 廃止系統

系統記号	運行経路
中村13イ	稲西車庫～稲西車庫
笠寺11	笠寺駅～笠寺駅

## 3 変更系統

現 行		変 更 後	
系統記号	運行経路	系統記号	運行経路
幹栄2	栄～笹島町～大門通～中村公園～新大正橋西	幹栄2	栄～柳橋西～笹島町～大門通～中村公園～新大正橋西
幹栄2イ	栄～笹島町～大門通～中村公園～稲葉地町	幹栄2イ	栄～柳橋西～笹島町～大門通～中村公園～稲葉地町
幹原1	地下鉄原～高坂小学校～地下鉄相生山～相生山住宅	幹原1	地下鉄原～高坂町～地下鉄相生山～相生山住宅
幹原1イ	地下鉄原～高坂小学校～地下鉄相生山～島田一ツ山	幹原1イ	地下鉄原～高坂町～地下鉄相生山～島田一ツ山
幹原1ロ	地下鉄原～高坂小学校～地下鉄相生山～鳴子みどりヶ丘～高坂小学校～地下鉄原	幹原1ロ	地下鉄原～高坂町～地下鉄相生山～鳴子みどりヶ丘～高坂町～地下鉄原
幹原1ハ	地下鉄原～高坂小学校～鳴子みどりヶ丘	幹原1ハ	地下鉄原～高坂町～鳴子みどりヶ丘～島

	～島田一ツ山		田一ツ山
幹鳴子 1	地下鉄鳴子北～緑市民病院～籠山西～水広公園～大清水	幹鳴子 1	地下鉄鳴子北～みどり市民病院～籠山西～水広公園～大清水
幹鳴子 1 イ	地下鉄鳴子北～緑市民病院～籠山西～乗鞍～地下鉄徳重	幹鳴子 1 イ	地下鉄鳴子北～みどり市民病院～籠山西～乗鞍～地下鉄徳重
幹鳴子 1 ロ	地下鉄鳴子北～緑市民病院～籠山～砂田一丁目～緑市民病院～地下鉄鳴子北	幹鳴子 1 ロ	地下鉄鳴子北～みどり市民病院～籠山～砂田一丁目～みどり市民病院～地下鉄鳴子北
名駅 1 6	名古屋駅～柳橋～栄～東新町～笹島町～名古屋駅	名駅 1 6	名古屋駅～柳橋西～柳橋～栄～東新町～柳橋西～名古屋駅
名駅 1 6 イ	名古屋駅～柳橋～広小路本町	名駅 1 6 イ	名古屋駅～柳橋西～柳橋～広小路本町
名駅 2 2	名古屋駅～笈瀬通～大門通～近鉄烏森～豎出～横井町	名駅 2 2	名古屋駅～本陣～大秋町～大門～大門通～近鉄烏森～豎出～横井町
栄 2 4	栄～納屋橋～笈瀬通～千成通～豊正中学校前～稲西車庫	栄 2 4	栄～納屋橋～柳橋西～笈瀬通～千成通～豊正中学校～稲西車庫
金山 1 5	金山～雁道～牛巻～豊岡通～豊岡小学校～瑞穂運動場東	金山 1 5	金山～雁道～牛巻～大喜新町三丁目～豊岡通～豊岡小学校～

			瑞穂運動場東
金山 2 2 二	地下鉄高畑～中川商 高～近鉄伏屋～春田 駅～戸田	金山 2 2 二	地下鉄高畑～中川青 和高校～近鉄伏屋～ 春田駅～戸田
中村 1 3	中村公園～豊正中学 校前～稲西車庫	中村 1 3	中村公園～豊正中学 校～稲西車庫
高畑 1 4	地下鉄高畑～中島橋 ～中川車庫前～権野 ～両茶橋北～南陽交 通広場	高畑 1 4	地下鉄高畑～中島橋 ～中川車庫前～権野 ～両茶橋北～両茶橋 東～南陽交通広場
高畑 1 5	八田駅～地下鉄高畑 ～助光住宅～権野～ 西福田～両茶橋～南 陽交通広場	高畑 1 5	八田駅～地下鉄高畑 ～助光住宅～権野～ 西福田～両茶橋西～ 両茶橋東～南陽交通 広場
原 1 2	地下鉄原～平針南住 宅～高坂小学校～地 下鉄徳重～みどりが 丘公園	原 1 2	地下鉄原～平針南住 宅～高坂町～地下鉄 徳重～みどりが丘公 園
原 1 2 イ	地下鉄原～平針南住 宅～高坂小学校～地 下鉄徳重～緑車庫	原 1 2 イ	地下鉄原～平針南住 宅～高坂町～地下鉄 徳重～緑車庫
神宮 1 1	名鉄神宮前～牛巻～ 新瑞橋～中根～島田 ～相生山住宅	神宮 1 1	名鉄神宮前～牛巻～ ～大喜新町三丁目～ 新瑞橋～中根～島田 ～相生山住宅
神宮 1 1 イ	名鉄神宮前～牛巻～ 新瑞橋～中根～島田 ～島田一ツ山	神宮 1 1 イ	名鉄神宮前～牛巻～ ～大喜新町三丁目～ 新瑞橋～中根～島田

			～島田一ツ山
新瑞 1 2	新瑞橋～桜台高校～ 鳴海山下～名鉄鳴海 ～緑市民病院～籠山 西～地下鉄徳重	新瑞 1 2	新瑞橋～桜台高校～ 鳴海山下～名鉄鳴海 ～みどり市民病院～ 籠山西～地下鉄徳重
鳴子 1 3	地下鉄鳴子北～緑市 民病院～平部～亀原 ～南大高駅	鳴子 1 3	地下鉄鳴子北～みど り市民病院～平部～ 亀原～南大高駅
鳴子 1 3 イ	地下鉄鳴子北～緑市 民病院～平部～有松 中町～有松町口無池	鳴子 1 3 イ	地下鉄鳴子北～みど り市民病院～平部～ 有松中町～有松町口 無池
鳴子 1 4	地下鉄鳴子北～池上 台～緑市民病院～緑 区役所～大高駅	鳴子 1 4	地下鉄鳴子北～池上 台～みどり市民病院 ～緑区役所～大高駅
鳴子 1 5	地下鉄鳴子北～緑市 民病院～名鉄鳴海～ 星崎～鳴尾車庫	鳴子 1 5	地下鉄鳴子北～みど り市民病院～名鉄鳴 海～星崎～鳴尾車庫
相生 1 1	島田住宅～高坂小学 校～地下鉄相生山～ 籠山西～大清水	相生 1 1	島田住宅～高坂町～ 地下鉄相生山～籠山 西～大清水
徳重 1 3 イ	地下鉄原～高坂小学 校～地下鉄徳重～大 清水～藤田医科大学 病院	徳重 1 3 イ	地下鉄原～高坂町～ 地下鉄徳重～大清水 ～藤田医科大学病院
東海 1 1	港区役所～東海橋～ 惟信町～南陽交通広 場～南陽町～両茶橋 北～惟信町～東海橋	東海 1 1	港区役所～東海橋～ 惟信町～南陽交通広 場～南陽町～両茶橋 北～両茶橋東～惟信

	～港区役所		町～東海橋～港区役所
東海 1 1 口	港区役所～東海橋～ 惟信町～川園～南陽 町～南陽交通広場	東海 1 1 口	港区役所～東海橋～ 惟信町～川園～両茶 橋東～南陽町～南陽 交通広場
東海 1 2 イ	港区役所～東海橋～ 明德橋～南陽交通広 場～川園～南陽町～ 明德橋～東海橋～港 区役所	東海 1 2 イ	港区役所～東海橋～ 明德橋～南陽交通広 場～川園～両茶橋東 ～南陽町～明德橋～ 東海橋～港区役所
春田 1 1 イ	春田駅～包里住宅～ 南陽交通広場～南陽 町～両茶橋北～南陽 交通広場	春田 1 1 イ	春田駅～包里住宅～ 南陽交通広場～南陽 町～両茶橋北～両茶 橋東～南陽交通広場
春田 1 1 口	春田駅～包里住宅～ 南陽町～両茶橋北～ 南陽交通広場	春田 1 1 口	春田駅～包里住宅～ 南陽町～両茶橋北～ 両茶橋東～南陽交通 広場
小幡 1 1	本地住宅～大森住宅 ～千代田～守山区役 所～牛牧住宅～新守 山駅	小幡 1 1	本地住宅～大森住宅 ～千代田～守山区役 所～牛牧住宅～森宮 町～新守山駅
小幡 1 1 イ	大森車庫～千代田～ 守山区役所～新守山 駅	小幡 1 1 イ	大森車庫～千代田～ 守山区役所～森宮町 ～新守山駅
稲・本	稲西車庫～豊正中学 校前～中村公園～本 陣	稲・本	稲西車庫～豊正中学 校～中村公園～本陣

C-758	名古屋駅～広小路栄～フラリエ～大須本町通～上前津～栄大津～広小路伏見～笹島町～名古屋駅	C-758	名古屋駅～柳橋西～広小路栄～フラリエ～大須本町通～上前津～栄大津～広小路伏見～柳橋西～名古屋駅
深夜2	栄～笹島町～名古屋駅～大門通～地下鉄高畑	深夜2	栄～柳橋西～名古屋駅～大門通～地下鉄高畑
ガイド1イ	小幡緑地～上島～長廻間～志段味スポーツランド～島の口～志段味交通広場	ガイド1イ	小幡緑地～上島～長廻間～島の口～志段味交通広場
中巡回	栄～白川公園～大須観音～橘町～正木～金山	中巡回	栄～白川公園～大須観音～橘町～松原二丁目～正木～金山
瑞穂巡回	新瑞橋～地下鉄堀田～牛巻～瑞穂運動場西～桜山～雁道～桜山～瑞穂運動場東～昭和高校前～瑞穂運動場東～新瑞橋	瑞穂巡回	新瑞橋～地下鉄堀田～牛巻～大喜新町三丁目～瑞穂運動場西～桜山～雁道～桜山～瑞穂運動場東～昭和高校前～瑞穂運動場東～新瑞橋
熱田巡回	金山～神宮東公園～熱田駅西～神宮東門～白鳥橋～日比野～八熊通～金山	熱田巡回	金山～神宮東公園～神宮東門～熱田駅西～旗屋町～白鳥橋～日比野～八熊通～金山
南陽巡回	戸田荘～春田駅～包	南陽巡回	戸田荘～春田駅～包

	里～西福田～両茶橋 ～南陽交通広場～七 反野～西福田～河合 小橋		里～西福田～両茶橋 西～南陽交通広場～ 七反野～西福田～河 合小橋
南巡回	笠寺駅～南高校～道 徳通～中京病院～熱 田伝馬町～中京病院 ～青峰通～桜本町一 丁目～笠寺駅	南巡回	神宮東門～熱田伝馬 町～中京病院～青峰 通～桜本町一丁目～ 笠寺駅～南高校～道 徳通～中京病院～熱 田伝馬町～神宮東門
緑巡回	名鉄有松～下切～南 大高駅東～大高駅～ 寅新田～大高駅東～ 緑区役所～緑市民病 院～籠山西～藤田医 科大学病院	緑巡回	名鉄有松～下切～南 大高駅東～大高駅～ 寅新田～大高駅東～ 緑区役所～みどり市 民病院～籠山西～藤 田医科大学病院

#### 4 新設停留所

名 称	位 置	
まつばらにちようめ 松原二丁目	東行	中区松原二丁目17番地先
	西行	中区松原三丁目2番8号地先
りようちやばしひがし 両茶橋東	東行	港区川園一丁目111番地先
	西行	港区川園二丁目79番地先
だいきしんちようさんちようめ 大喜新町三丁目	東行	瑞穂区大喜新町三丁目9番地先
	西行	瑞穂区大喜新町三丁目23番地先
もりみやちよう 森宮町	東行	守山区森宮町221番地先
	西行	守山区村前町220番地先
おおもん 大門	南行	中村区賑町26番地先
	北行	中村区大門町27番地先

5 増設停留所

名 称	位 置	
大秋町	南行	中村区大秋町二丁目45番3号地先
	北行	中村区大秋町三丁目29番地先
大門通	西行	中村区太閤通六丁目99番地先
志段味交通広場	東行	守山区中志段味字蟹原190番地先
	西行	守山区中志段味字寺林102番2号地先

6 廃止停留所

名 称	位 置	
熱田橋	北行	熱田区伝馬三丁目7番9号地先
内田橋北	東行	熱田区伝馬二丁目29番30号地先
志段味スポーツランド	南行	守山区大字下志段味字生下り2287番地先
	北行	守山区大字下志段味字生下り2287番1号地先
玉野川学園	東行	守山区大字下志段味字生下り2287—1番地先
	西行	守山区大字下志段味字生下り2287—1番地先

7 名称変更停留所

現 行	変 更 後
中川商高	<small>なかがわせいわこうこう</small> 中川青和高校
両茶橋	<small>りょうちゃばしにし</small> 両茶橋西
緑市民病院	<small>しみんびょういん</small> みどり市民病院
高坂小学校	<small>たかさかちょう</small> 高坂町
豊正中学校前	<small>ほうせいちゅうがっこう</small> 豊正中学校
笹島町(②、⑤) 柳橋(②)	<small>やなぎばしにし</small> 柳橋西

大門通（西行）	<small>おおもんどおりひがし</small> 大門通 東
---------	------------------------------------

8 実施時期

令和6年3月31日

名古屋市交通局営業本部自動車部路線計画課

名古屋市交通局管理規程第6号

名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月19日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第24条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第26条の2中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第7号

高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第3条中「並びに自動券売機及びドニチエコきっぷ専用発売機」を「及び自動券売機」に、「4種類」を「3種類」に改める。

第15条第1項中「、自動精算機、チャージ機又はドニチエコきっぷ専用発売機」を「又は自動精算機」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年3月21日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセール守山倉庫店

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合地区内 70街区の一部

### 2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	2箇所	3箇所
出口	2箇所	3箇所
計	4箇所	6箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

### 3 変更の日

令和6年4月25日

### 4 変更しようとする理由

来店客の利便性向上のため

### 5 届出の日

令和6年3月5日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）  
守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 3月21日から同年 7月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 7月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 6 年 3 月 21 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 3 月 21 日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
緑区主事	停職 6 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号
中川区 会計年度通達員	減給10分の 1 9 日	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号